

保育士配置基準の引上げの早期完全実施と更なる改善を 求める意見書

保育所は、子育てを支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るために不可欠な社会的資源になっている。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、職員の負担増が深刻になっている。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

国は、2024年4月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定し、4・5歳児25人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人としたが、4・5歳児については経過措置に期限が定められていない。また、1歳児の配置基準引上げ（5対1）については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されている。

全ての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件を無くした上で、法令改定により基準を引き上げること、4・5歳児についても経過措置の取扱いを見直すこと、保育士等職員の負担を軽減し、子供一人一人に対して丁寧な関わりを保障するために全ての年齢で基準を更に改善することが、保育現場と保護者の切なる願いである。

よって、本市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

保育士配置の基準引上げの早期完全実施と更なる改善を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月18日

喜多方市議会議長 伊藤 弘明

【意見書提出】

衆議院議長	森 英介	殿
参議院議長	関口 昌一	殿
内閣総理大臣	高市 早苗	殿
内閣官房長官	木原 稔	殿
財務大臣	片山 さつき	殿
文部科学大臣	松本 洋平	殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）	黄川田 仁志	殿